

御代田町公共工事の前金払に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条の規定により、公共工事の前払金保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の行う保証に係る公共工事に要する経費の前金払をする場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象)

第2条 前金払の対象となる工事に要する経費は、次の各号に定めるところによる

- (1) 1件の請負代金の額が50万円以上の土木建築に関する工事で、その工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費
- (2) 1件の請負代金の額が50万円以上の土木建築に関する工事の設計調査及び測量で、その設計及び調査等の材料費、労務費、機械購入費（当該設計及び調査等において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費

(前払金の額)

第3条 前払金の額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 前条第1号に掲げる経費については、請負代金額の10分の4以内の額とする。
- (2) 前条第2号に掲げる経費については、請負代金額の10分の3以内の額とする。

2 予算執行者は、契約締結に当たり財政事情等を十分考慮して前金払の割合を定めなければならない。

(中間前金払の対象)

第4条 中間前金払の対象となる工事は、第2条第1号及び前条第1項第1号の規定により既に前金払をした工事であって、次の各号に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工事工程表により、工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(中間前払金の額)

第5条 中間前払金の額は、請負代金額の10分の2以内の額とする。ただし、その額は請負代金額の10分の6に相当する額から既に支払った前払金の額を控除した額を超えないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要があると認めるときは、前項に規定す

る割合の範囲内において限度額を超えて支払うことができる。

(中間前金払の認定)

第6条 請負者は、中間前金払を受けようとするときは、中間前金払認定請求書を町長に提出し、認定を受けなければならない。

2 町長は、中間前金払認定請求書が提出されたときは、その内容を審査し、第4条各号に掲げる要件のすべてを満たしていると認めるときは、速やかに中間前金払認定書を請負者に交付するものとする。

(保証証書の寄託及び保管)

第4条 事業を所管する課等の長が前金払保証証書(以下「保証証書」という。)の寄託を受ける場合においては、保証書原本のほか、その写し2通の提出を求め、原本については、預書を発行し、保管するものとする。

2 保証証書は、当該工事が完成し、請負者の債務が完済された後に預書と引換えに当該請負者に返還するものとする。

(前払金管理及び使途の監査)

第5条 支払済の前払金については、その管理及び使途について、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第27条及び前払金保証約款第15条の規定により保証事業会社をして厳正な監査を行わせるとともに、次に定める処置をとるものとする。

(1) 予算執行者は、請負者、保証事業会社又はその指定銀行から要請があったときは、適宜証明資料を発行し、前払金の不当使用の阻止に努めること。

(2) 前払金の使途が適正でないと認めるときは、保証事業会社をして以後の前払金の払出しを中止させること。

(前払金等の請求及び支払)

第6条 請負者は、前払金及び中間前払金(以下「前払金等」という。)を請求するときは、前払金(中間前払金)請求書に公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184条)第2条第5項に規定する補償契約に係る保証証書(以下「保証証書」という。)を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、請求を受けた日から14日以内に前払金等を支払うものとする。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月20日告示第40号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、同日以後の入札の公告又は指名の通知を行う工事に係る契約から適用する。